

次期基本計画(案)検討に当たっての市の基本方針

1 目的

この基本方針は、次期基本計画の策定作業を本格化するにあたり、社会経済環境の変化や久留米市新総合計画第2次基本計画の検証結果を踏まえ、策定作業を円滑に推進するため、その背景や視点、計画の構成など計画策定に関する基本的な事項について定めるものである。

2 背景

- 久留米市では、将来を見通した長期的な都市づくりの指針として新総合計画を策定し、一貫かつ継続した都市づくりを進めている。
第2次基本計画の計画期間が平成26年度で終了するため、平成27年度以降の市民との協働による都市づくりの基本として、また行政計画の基本としての基本計画を作成する必要がある。
- 人口減少社会、超高齢社会の進展や経済の一層のグローバル化など地域社会を取り巻く社会経済環境が大きく変化し、その対応が必要である。

3 総合計画の構成・計画フレーム

総合計画は、基本構想、基本計画、事業計画で構成する。なお、国土利用計画についても、関連計画として、基本構想に即して策定するものとする。

(1) 基本構想

- ・ 基本構想は、都市づくりを進めるための基本理念や、目指す都市の姿など理念的な都市づくりの方向を示した、市民、事業者、団体、行政が共有化し、協働して取り組む都市づくりの地域社会計画とする。
- ・ 現基本構想は、平成37年度までを計画期間としているが、社会経済環境の変化や第2次基本計画の検証結果を踏まえ、見直しを行う。

(2) 基本計画

- ・ 基本計画は、基本構想を実現するために基本的施策の方向を体系的に示すとともに戦略的施策の方向などを示した、市民、事業者、団体、行政が共有化し、協働して取り組む都市づくりの地域社会計画とする。
- ・ 計画期間は、一定の具体的な都市づくりを戦略的に想定できる5年間（27年度～31年度）とする。なお、期間中においても本市を取り巻く社会経済環境の変化等に対応するため、状況によっては見直しを行うこととする。

- ・ 市域の拡大に伴い、地域の特性を活かした将来の方向性を共有化し、協働の取り組みを進めるため、地域別の課題と取り組む方向性を記載する。

(3) 事業計画

- ・ 事業計画は、基本計画に示した基本的施策の方向性を実現するために、行政が具体的に取り組む3年間程度ごとの計画とし、別途作成する中期財政推計を考慮した、毎年度の予算編成、組織体制等の指針となるものとする。

4 計画策定にあたっての課題認識

計画策定にあたっては、次期基本計画基礎調査（基礎分析、第2次基本計画の検証）における以下のような都市づくりの課題等を踏まえ、策定を進める。

- ① 少子高齢など社会構造の変化に対応した都市のあり方
 - ・ 人口減少、超高齢社会下の都市構造の転換
 - ・ 低炭素社会への転換
 - ・ 地方自治構造の転換
- ② 持続可能な地域社会のあり方
 - ・ 地方分権に対応した協働による地域社会づくり
 - ・ 未来を担う人づくり
 - ・ 地域産業の持続的発展
 - ・ 広域求心力の回復
- ③ 暮らしのあり方
 - ・ お互いが尊重される市民生活
 - ・ 安全・安心な市民生活
 - ・ 健やかで心豊かな市民生活

5 計画策定の基本視点

基本構想の見直し及び次期基本計画の策定に当たっては、以下の視点をもって策定を行う。

(1) 本市の地域特性を活かした計画づくり（地域性・独自性）

社会経済環境が大きく変化する中で、時代潮流に的確かつ迅速に対応するとともに、地域特性や地域の自主性・独自性を追求した計画策定をめざす。

(2) 総合的・戦略的な施策の推進（総合性・戦略性）

次期基本計画においては、体系的な基本施策のみならず、重点化する施策や事業群を示し、総合的・戦略的に施策を推進する計画をめざす。

(3) 市民との協働のさらなる推進（共有性）

計画策定過程ごとに多様な市民参画を取り入れるとともに、さらなる市民との協働へ向けて市民と共有できる分かりやすい計画をめざす。

(4) 実効性のある計画の推進（実効性）

社会経済情勢や地域環境等の変化に対応できる機動的な進行管理や分かりやすい評価手法による運用を行い、計画の実効性を高める。

6 各種個別計画の取扱い

次期基本計画の策定とあわせて、各種個別計画の整理を行い、総合計画の分野別計画としての位置づけを明確にするとともに、一元化、簡略化、廃止など個別計画の見直しを行う。

7 策定体制

(1) 審議会

多様な視点からの意見を反映した基本計画とするため、久留米市付属機関の設置に関する条例（昭和 33 年久留米市条例第 8 号）に基づく「総合計画審議会」に諮問し、答申を受ける。

(2) 庁内体制

全庁的な職員参画体制のもと、「総合計画策定会議」「総合計画策定会議幹事会」「総合計画策定部会」等を設置する。なお、政策提案の募集など、その他の職員参画の機会も設ける。 ※以下例示

- ・ 職員アンケートによる総合計画の認識の把握等
- ・ ワーキングチーム等への参画
- ・ 政策提案の募集
- ・ 市民懇談会等の運営への参画

8 市民参画による策定

市民との協働による都市づくりの観点から、基本計画策定過程への多様な市民参画により、基本計画を策定するものとする。 ※以下例示

- ・ 分かりやすい資料作成
- ・ 市民懇談会等の開催

- ・ 市民提案の募集（ICT 活用の検討）
- ・ 特定課題に関する官民プロジェクトの設置
- ・ シンポジウムやパブリックコメントの実施

9 策定のスケジュール

次期基本計画策定フローチャートによる。

10 決定方法

(1)基本構想

久留米市総合計画審議会に諮問し、答申を経た後、市議会の議決を経て決定する。

(2)基本計画

「基本計画」については、久留米市総合計画審議会に諮問し、答申を経た後、市長が決定する。

(3)事業計画

「事業計画」については、庁内策定組織により原案を作成し、市長が決定する。

総合計画 策定フローチャート(想定)

